

# つちはし事務所通信

# 2

February  
2018



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2018年2月1日

## トピックス 労災保険率の改定など、労災保険制度の一部改正を実施

労災保険率の改定などを含む労災保険制度の改正案について、平成29年12月、所定の手続を経て、労働政策審議会が「妥当」と答申しました。これを受けて、厚生労働省から労災保険制度の改正が決まったことのお知らせがありました。施行日は、平成30年4月1日です。改正される項目を確認しておきましょう。

### 平成30年4月1日施行の労災保険制度の一部改正の概要 <改正される項目>

- 労災保険率の改定
- 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)
- 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直し
- 介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定 など



#### 【主要な項目】

- 労災保険率の改定: 労災保険率については、全業種平均で0.02ポイント引き下げられ「0.45%」となります。(業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種)  
なお、特別加入保険料率や労務費率も改定の年にあたり、その改定が行われます。
- ☆ 労災保険率については、各業種の給付実績などを踏まえ、3年ごとに改定する仕組みになっていますが、全体的に労働災害が減っていることから、このように全業種平均で引き下げられることになりました。  
労災保険料は、企業が全額負担することになっていますが、この引き下げにより、企業全体で年間約1,311億円の負担減になるとのことです。

### 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)

「時間外労働等改善助成金」は、現行の職場意識改善助成金を改称し拡充するものです。次のような内容から成ります。

- 時間外労働上限設定コース(拡充)
- 勤務間インターバル導入コース(拡充)
- 職場意識改善コース(拡充)
- 団体推進(新規)



☆このうち、最も予算が配分されているのは、「時間外労働上限設定コース」です。  
これは、時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主を対象として、「助成対象の経費(就業規則等の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など)の4分の3」を助成するものです。  
助成額には上限が設けられていますが、その上限額が最大で200万円まで引き上げられるケースもあります。

## トビウケス 労働者の募集や求人申込みの制度が変更

平成 29 年の職業安定法の改正（平成 30 年 1 月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています。具体的には、次のような変更が実施されました。



### ■ 労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要(平成 30 年1月～)

▼企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない ←今回の改正で新設* 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

▼求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項を追加

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ★
就業場所	本社(●県●市●一●) 又は △支社(△県△市△一△)
就業時間/休憩時間/休日 時間外労働	就業時間 9:00~18:00/休憩時間 12:00~13:00/休日 土日祝日あり(月平均20時間)  裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例) 企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賃金	月給 20 万円(ただし、試用期間中は月給 19 万円)  いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下のような記載が必要 ★ ① 基本給××円(②の手当を除く額) ② 固定残業手当(時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
(派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態: 派遣労働者 ★

☆このような変更が行われていますので、人材募集の際にはくれぐれもご注意ください。



### あとがき◆つちはし事務所より

☆ 「鬼は～外、福は～内」とは、昔からの節分の豆まきの掛け声ですが、今どきの組織の掛け声は「パワハラする鬼上司は～外、福をもたらす新入社員は～内」かもしれませんね。

人手不足がいよいよ深刻化し人手不足倒産の心配などもささやかれる中、人が集まる組織作り、そして人が辞めない組織作りが求められています。

☆ 今月紹介している求人制度の変更にもあるように、今までは見逃されていた固定残業代を明示しない求人や、残業があるのに36協定も出していない会社は、職安の求人票も出せなくなりました。さらに、残業代の未払いなどで“ブラック企業”としてネットに評判が出てしまうと、人を雇うのは至難の業になってしまいます。

☆ 事業主や管理職は部下の仕事を適正に評価するだけでなく、労働時間や残業代の適正な管理、社会保険の加入、ハラスメントの防止など、労働法や労務管理の正しい知識を身につけることが必須の時代といえます。つちはし事務所では、今年これらの研修や啓蒙活動を通して、会社や組織の成長を応援していきます。